第四条に次の一項を加える。

2　法第十九条第三項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める軽微な事項は、関係法令の改正に伴う規定の整理とする。

第七条に次の一項を加える。

2　法第二十四条第三項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一　事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。）

二　関係法令の改正に伴う規定の整理

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二　法第二十六条の二第一項の農林水産省令で定める数は、八百人とする。

（森林経営規程の記載事項）

第八条の三　法第二十六条の三第二項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　事業の実施地区の範囲

二　事業の実施方針

三　事業実施の手続

四　事業の経理の区分

2　法第二十六条の三第三項（法第百九条第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一　事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。）

二　関係法令の改正に伴う規定の整理

第二十条第一項中「非出資組合」を「組合員又は会員に出資をさせない組合（以下「非出資組合」という。）」に改める。

第二十四条中「出資組合」を「組合員若しくは会員に出資をさせる組合（以下「出資組合」という。）又は生産森林組合」に改める。

第三十六条中「出資組合」の下に「又は生産森林組合」を、「この款」の下に「（生産森林組合にあっては、第四十五条を除く。）」を加える。

第四十六条第一項中「出資組合」の下に「又は生産森林組合」を加える。

第六十二条中「組合」の下に「又は生産森林組合」を加え、「この款」を「組合にあっては次条から第六十六条まで、生産森林組合にあっては第六十六条の二」に改める。

第六十六条第二号中「会員（」の下に「第百五条の三第三項及び第百五条の五第三項を除き、」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（生産森林組合の事業報告の内容）

第六十六条の二　生産森林組合の事業報告は、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　生産森林組合の事業活動の概況に関する事項

二　生産森林組合の運営組織の状況に関する事項

三　その他生産森林組合の状況に関する重要な事項（計算関係書類等（事業報告及びその附属明細書を除く。）の内容となる事項を除く。）

第七十条第四号中「の事業」を「又は第百一条の二第一項に規定する森林経営事業」に改める。

第九十条第二号中「（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）」を削る。

第九十三条中「第百条第二項」の下に「、第百条の三第六項、第百条の十八」を加え、「に規定する」を「の」に、「もの」を「事項」に改める。

第百五条を次のように改める。

（組織変更計画の記載事項）

第百五条　法第百条の三第四項第十一号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　組織変更後株式会社（法第百条の三第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。第百五条の三第三項において同じ。）の所有する森林の経営に関する事項

二　株式の譲渡の制限に関する方法

第四章中第百五条の前に次の節名を付する。

第一節　株式会社への組織変更

第四章に次の二条及び一節を加える。

（一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

第百五条の二　法第百条の五第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の農林水産省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する株式の価格とする方法とする。

一　当該株式を市場において行う取引によって売却する場合　当該取引によって売却する価格

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ　法第百条の五第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ　売却日において当該株式が公開買付け等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下このロにおいて同じ。）の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（組織変更に際しての計算に関し必要な事項）

第百五条の三　法第百条の六の規定による組織変更（法第百条の三第一項に規定する組織変更をいう。以下この条において同じ。）に際しての計算に関し必要な事項については、この条に定めるところによる。

2　生産森林組合が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

3　生産森林組合が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社の次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一　資本金の額　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ　組織変更の直前の生産森林組合の出資金の額

ロ　法第百条の四第一項の規定により持分の払戻しを請求した組合員の払込済出資金の額

ハ　組織変更の直前の生産森林組合の未払込出資金の額

二　資本準備金の額　次に掲げる額の合計額

イ　組織変更の直前の生産森林組合の資本準備金の額

ロ　組織変更の直前の生産森林組合の再評価積立金の額

三　その他資本剰余金の額　零

四　利益準備金の額　組織変更の直前の生産森林組合の利益準備金の額